

ろうどう Ⅷ-2 労働

ろうどうじょうけん 1. 労働条件

日本では最低守らなければいけない労働条件が労働基準法という法律で決まっています。日本国内で働く限り、国籍、信条、社会的身分を理由として、労働条件に差をつけることはできません。あなたが就職するときには、雇用主は労働条件をはっきりと伝える義務があります。法律により次の事項については、雇用主は労働者に対して書類にはっきり書いて渡さなければいけません。

- ① 契約の期間
- ② 仕事をする場所、仕事の内容
- ③ 仕事のはじめと終わりの時刻、休憩時間、休日、休暇、残業
- ④ 賃金（給料）の決定、計算および支払いの方法
- ⑤ 賃金（給料）の締切、および支払いの時期
- ⑥ 退職に関することと解雇（会社に辞めさせられること）理由 など

このほか、賞与（ボーナス）、退職金などを支払うことになっている場合はそれも書いておくことになっています。

また、パートタイム労働者については、「昇給があるかないか」、「退職手当があるかないか」、「賞与（ボーナス）があるかないか」も書いておくことになっています。

ろうどう かん きじゆん 2. 労働に関する基準

労働関係の基準には次のようなものがあります。

① 労働基準法

(ア) 解雇の制限

使用者は、労働者が仕事でけがや病気になった場合、療養のため仕事を休んでいる期間中およびその後の30日間は、辞めさせてはいけません。例外は、法律に定める補償などを使用者が行う場合です。

(イ) 解雇の予告

使用者は、労働者を辞めさせようとする場合は、少なくとも30日前に言わなければなりません。

(ウ) 休業手当

使用者の都合で労働者に仕事を休ませる場合は、その期間中、その人の平均賃金の100分の60以上の手当での支払いが受けられます。

(エ) 労働時間

労働時間は、原則として、休憩時間を除いて、1日8時間、1週について40時間を超えてはいけません。これを超える時間外の労働をした場合には、割増賃金が支払われます。

② 最低賃金法

産業若しくは、業務の種類又は、地域に応じた賃金の最低額について定めています。

ろうどうきじゆんかんたくしよ 3. 労働基準監督署

労働基準法が守られるように指導・監督するのが労働基準監督署です。労働条件や労働災害に関わる問題が起きたときには、あなたの職場を管轄する労働基準監督署に相談して下さい。

(付録Ⅸ-4)

ろうどうさいがい 4. 労働災害

あなたが仕事しごと中または仕事しごとが原因げんいんで病気びょうきやケガけがをして労働基準監督署ろうどうきじゆんかんたくしよに認められた場合みと、あなたの会社かいしゃ・工場こうじょうが入っている保険ほけん（労働者災害補償保険ろうどうしやさいがいほしょうほけん）から、あなたが治療ちりょうで払ったお金お金や休業補償きゆうぎようほしょう、障害年金しょうがいねんきんなどが支払しはらわれます。詳しくはあなたの職場しよくばを管轄かんかつする労働基準監督署ろうどうきじゆんかんたくしよに問い合わせとあせて下さい。

そうだんまどぐち 5. 相談窓口

労働条件等ろうどうじょうけんなどのトラブルとらぶるに関する相談そうだんを英語えいご、中国語ちゆうごくご、ポルトガル語ほるとがるご、ベトナム語べとなむごで行っています。
大阪労働局おおさかろうどうきよく 外国人労働者相談コーナーがいこくじんろうどうしやそうだんこーなー（付録Ⅹ-2）

また、外国人労働者向け相談ダイヤルも英語えいご、中国語ちゆうごくご、ポルトガル語ほるとがるご、スペイン語すぺいんご、タガログ語たがるごくご、ベトナム語べとなむご、ミャンマー語みゃんまーご、ネパール語ねばーるごで利用できます。（付録Ⅹ-2）

こようほけん 6. 雇用保険

労働者ろうどうしやが失業しつぎようした時ときに生活の安定せいあんや就職活動しゆうしよくかつどうのため、失業給付しつぎようきゆうふをもらうことができます。窓口まどぐちはあなたの居住地きよしゆうちを管轄かんかつするハローワークはろーわーくです。雇用保険こようほけんは労働者ろうどうしやを雇用する事業じぎょうは、原則げんそくとして強制的きようせいに適用てきようされます。